

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定及び変更の認定
根拠条例・規則等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第12条の7第1項及び第12条の7第7項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成30年4月24日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定：120日 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定：110日
	設定等年月日	平成30年4月24日設定
備 考		